◆◆メールマガジン「事業用自動車安全通信」第３２４号（H27. 11. 6）◆◆

＝はじめに＝

このメールマガジンは、国土交通省において収集した事業用自動車に関する事故情報等のうち重大なものについて、皆様に情報提供することにより、その内容を他山の石として各運送事業者における事故防止の取り組みに活用していただくことを目的として配信しています。

＝目　次＝

１．　　重大事故等情報＝４件（１０月３０日～１１月５日分）
（１）乗合バスの衝突事故
（２）法人タクシーの車内事故
（３）法人タクシーの死傷事故①
（４）法人タクシーの死傷事故②
２．後退時等の安全確保の徹底について
３．事業用自動車の安全確保の徹底について
４．「事業用自動車事故調査報告書（貸切バスの追突事故）」に係る事故の再発防止策に対する取り組みについて
５．ＳＡＳ対策マニュアルを改訂しました！
６．トラックの保有車両数が５両未満の営業所であっても、運行管理者が選任されていない場合は、行政処分の対象になります！
７．自動車製作者等が定めた交換期限を超えて定期交換部品を使用すると重大な事故を招くおそれがあります！
８．ホイール・ボルト折損による大型車の車輪脱落事故が増加しています！
９．国土交通省で作成したマニュアルを集約しました！

◇◇◇

付くのが遅れ、衝突を避けようと強くブレーキをかけたところ、車いすの乗客が転落した模様。

（３）法人タクシーの死傷事故

１１月１日（日）午前５時４４分、大阪府の国道の交差点（三叉路）において、府内に営業所を置く法人タクシーが運行中、自転車に乗っていた男性と衝突した。

この事故により、自転車の男性が死亡した。

事故は、タクシーが三叉路を斜め右方向へ青信号で右折したところ、横断歩道のない道路を左側から横断してきた自転車に気付くのが遅れ衝突した模様。

（４）法人タクシーの死傷事故

11月３日（火）午前０時１０分頃、京都府の国道において、府内に営業所を置く法人タクシーが運行中、道路を横断していた歩行者１名をはねた。

この事故により、歩行者が死亡した。

事故は、タクシーが道路を横断していた歩行者に気付くのが遅れ、はねた模様。

上記４件の死傷者数計：死亡３名、重傷１名、軽傷０名（速報値）

◇◇◇

もに、危険の予測及び回避に必要な技能を習得させる等適正な指導及び監督を実施すること。

上記の内容は、平成２７年１０月１５日付け、国自安第１３３号、国自技第１６０号により、関係団体に対し、事故防止通達として発出しています。
運送事業関係者におかれましては、周知をお願い致します。

◇◇◇

止策について、運送事業関係者において積極的に取り組まれますよう、平成２７年９月２８日付けで、「事業用自動車事故調査報告書に係る事故の再発防止策に対する取り組みについて」を通達し、関係団体を通じ、運送事業関係者への周知をお願いしたところです。

事業者の運行管理及び運転者教育等に係る対策として提言のあった主な再発防止策は、次のとおりです。

〇運行管理に係る法令遵守の徹底
・運行管理者は、運転者に輸送の安全を委ねていることを認識し、点呼において、運転者に対し適切な運行指示を行い安全運行に必要となる情報を提供することは、運行管理において重要な業務であることを自覚するべきである。また、点呼の結果を記録し保存することにより、点呼実施者の責任を明確にするとともに、運転者の拘束時間などを適切に管理することにより過労運転等の防止を図ることは重要であることから、運行管理を適切に実施するための資料として、的確に記録しておく必要がある。
・事業者は、運転者に対し適性診断を受診させるだけでなく、その診断結果において、運転に当たっての注意点を指摘された運転者に対しては、その結果（注意点）を的確に伝達するとともに、このことを日常的に自覚させ、改善に努める運転を心がけるよう個別に指導を行う必要がある。

〇運転者教育の充実
・事業者は、運転者に対して、速度超過に起因した事故事例を用いて速度超過による運行の危険性を十分理解させるとともに、危険予知訓練やヒヤリハット体験を活用した実践的教育に積極的に取り組む必要がある。

〇脇見運転等の防止
運転者は、走行中に図形情報板を見て道路交通状況を確かめる際は、運転者の視線が前方の交通状況から逸脱することを認識し、これを継続的に注視しないことが必要である。

〇制限速度の遵守
運転者は、高速道路において速度の感覚が鈍くなることを認識し、適宜、速度計により走行速度を確認することが必要である。また、速度の出し過ぎはブレーキをかけてから車両が停止するまでの制動距離が長くなり、追突事故を起こす可能性が高くなることから、制限速度を遵守することが重要である。

今回の報告書にあっては、貸切バスの案件ではありますが、追突事故は業態を問わず共通した要因が含まれています。追突事故の一層の防止を図る観点から、バス事業関係者はもとより、トラック及びタクシー等事業関係者の方々におかれま

しても、これら再発防止対策を参考として、より一層安全性の高い運行管理業務に取り組まれますようお願い致します。

詳細は以下の自動車局ＨＰに掲載されておりますので、ご覧下さい。
→　http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha02_hh_000206.html

◇◇◇

事業停止処分が科せられます。

（注）専ら霊きゅう自動車または一般廃棄物の収集のために使用される自動車を管理する営業所、離島に存する営業所等、許可等にあたりその業務の範囲を限定して行われている営業所について、事業用自動車の運行の安全の確保に支障を生ずるおそれがないと認められるものとして、地方運輸局長により公示された営業所については、保有車両数が５両未満でも運行管理者を選任する義務はありません。

〇改正貨物自動車運送事業輸送安全規則（平成２年運輸省令第２２号）（抄）
第１８条（運行管理者の選任）
一般貨物自動車運送事業者等は、事業用自動車（被けん引自動車を除く。以下この項において同じ。）の運行を管理する営業所ごとに、当該営業所が運行を管理する事業用自動車の数を３０で除して得た数（その数に１未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）に１を加算して得た数以上の運行管理者を選任しなければならない。ただし、５両未満の事業用自動車の運行を管理する営業所であって、地方運輸局長が当該事業用自動車の種別、地理的条件その他の事情を勘案して当該事業用自動車の運行の安全の確保に支障を生じるおそれがないと認めるものについては、この限りではない。

公布：平成２５年３月２９日
施行：平成２５年５月１日

※運行管理者の選任に関し、ご不明な点がございましたら、最寄りの運輸支局までお問い合わせください。
→　http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/top/data/notice-truck.pdf

◇◇◇

ではその後の安全性を確保しうる期間を予想しにくい部品等について、その品目及び標準的な交換時期を明示して、自動車使用者に対し一定の期間ごとに交換することを推奨しているものです。
また、自動車使用者は、車両法第４７条の規定に基づき、自動車製作者等が提供する定期交換部品を含む点検及び整備に関する技術上の情報等を参考として、自動車の使用の状況、自動車の構造・装置に応じた所要の点検及び整備を行う義務があります。
今般、４月１６日付けで日本トレクス株式会社より同社製大型トレーラの制動装置（スプリングチャンバ）に係る改善対策届出（平成２７年改善対策届出番号４７０）がなされたところですが、本届出の背景には、当該トレーラの多くの使用者が、定期交換部品であるスプリングチャンバについて交換期限を超えて使用していたため、ブレーキ系統のエア漏れによって駐車ブレーキが作動しブレーキの引き摺りを生じたことが原因の車両火災事故が、過去５年間で５７件発生していたことがあります。
このように定期交換部品を自動車製作者等が定めた期間を超えて使用することは、重大な事故に繋がるおそれがあることから、貴会傘下会員に対して上記大型トレーラのブレーキチャンバをはじめ、定期交換部品の推奨期間毎の交換の必要性と確実な保守管理の実施について周知徹底願います。

◇◇◇

今回、１つのページに各マニュアルの概要とともに分かり易く掲載しましたので、今後、安全教育などに一層ご活用頂ければと思います！

→　http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/03manual/index.html

〔掲載マニュアル一覧〕

・H27年8月：ＳＡＳ対策マニュアル「自動車運送事業者における睡眠時無呼吸症候群対策マニュアル～ＳＡＳ対策の必要性と活用～」
・H26年4月：事業用自動車の運転者の健康管理に係るマニュアル
・H24年4月：自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う一般的な指導及び監督の実施マニュアル
・H24年3月：トラック追突事故防止マニュアル
・H23年7月：乗合バスの車内事故を防止するための安全対策実施マニュアル
・H22年7月：事業用自動車の運転者の健康管理に係るマニュアル
・H21年10月：映像記録型ドライブレコーダー活用手順書
・H20年7月：トラック輸送の過労運転防止対策マニュアル
・H19年6月：ＳＡＳ対応マニュアル「睡眠時無呼吸症候群に注意しましょう！」

◇◇◇

＊自動車のリコール等の通知等があったときは！

使用されている自動車について、自動車ディーラーなどから、リコール又は改善対策の通知が送付されたり、その対象であることが新聞等で公表されたときは、安全・環境への影響から、その自動車の修理を行うことが必要になったということです。道路運送車両法により、自動車ユーザーは、自分の自動車が保安基準に適合するよう点検・整備する義務がありますので、忘れずに修理を受けましょう。

◆◆◆